

国立研究開発法人理化学研究所 数理創造プログラム 研究データの管理、公開、共有及び利用に関する実施ガイドライン（数理創造プログラム研究データガイドライン）

令和3年3月31日

数理創造プログラム

1. 目的

国立研究開発法人理化学研究所（以下、研究所）数理創造プログラムは、数学・数理科学を軸として、数理科学の視点から自然科学における基本問題（宇宙や生命の起源等）や、国家的・社会的ニーズに応えるための諸課題（自然現象や社会現象の数理モデリング技術の進展等）の解決に向けた取組を推進し、また、それらの分野や階層を横断的に見ることによって解明可能な社会課題の発掘と、これらの推進を行う人材の育成を行う組織である。

数理創造プログラム研究データガイドライン（以下、本ガイドライン）は、研究所が定める「研究データの管理、公開、共有及び利用に関する基本指針」（以下、基本指針）を継承し、数理創造プログラムに所属する研究者等が適切に研究データの管理が行えるよう、数理創造プログラムにおける研究データの取り扱いに必要な事項を定義することを目的とする。

2. 研究データおよび利活用データの定義

[研究データ] 基本指針において、研究データとは研究所の研究活動を通じて取得、作成されたあらゆるデータをいう。研究データには、研究の過程で新規に産出される観測機器、計測機器、撮像装置、計測機器等の研究機器から生成され収集されたメタデータを含むデータ、研究者自身が計測、考案して作成したデータ等に加え、これらのデータを加工したデータも含まれる。一方で、研究データには、研究ノート、論文、およびデータベースシステムやソフトウェアコンポーネント等の計算機上で実行されるプログラム類は含まれない。研究データには、その利用、収集する状況、由来等に応じて、以下に掲げる呼称が与えられる。

[利活用データ] 基本指針の定義に従い、論文発表等に伴い公開が義務付けられたデータ（以下、論文データ）、利活用によって科学技術の発展に貢献できると研究所を代表して数理創造プログラムが判断したデータを「利活用データ」という。

[公開共有フラグ] リポジトリに登録された利活用データについて、その公開先を指定するための情報を公開共有フラグという。基本指針に従い、公開共有フラグには、「非公開」、「所内限定公開」、「所内外限定公開」、「公開」が含まれる。

[データ生成者] 研究データを生成した者をいう。

[データ管理者] データ生成者により生成された研究データを、情報基盤や情報媒体を用いて管理する者をいう。データ管理者は上記データ生産者と同一の者であってもよいし、別の者であってもよい。

[データ利用者] 利活用データを受け取り利用する者をいう。

3. 研究データリポジトリの選定及び利用

利活用データのみならず研究データの管理には、研究所が整備する研究データリポジトリを利用することができる。

4. 人を対象とする医学系研究における個人情報等の取り扱い

人を対象とする医学系研究の実施に当たり、情報システム本部内で生成された、あるいは研究所外から受領した個人情報を含む研究データの取り扱いについては、「人を対象とする医学系研究における個人情報等の管理に関するガイドライン」に従う。

5. 公開共有フラグの変更

研究所の整備するリポジトリに登録された利活用データは、データ生成者あるいはデータ管理者が、研究動向やデータ利用者を見極め、公開共有フラグの変更を数理創造プログラムディレクターの承認を得て行う。

6. 利活用データの利用許諾

公開共有フラグ「公開」を付して研究所の整備するリポジトリに登録された利活用データの利用にあたっては、許諾条件をあらかじめ明示するものとする。

7. 利活用データの保管期間とリポジトリでの管理方法

基本指針が定めるリポジトリに登録される利活用データの保管期間は、登録されてから原則 10 年間以上である。利活用データ保管期間中に科学技術が進歩あるいは潮流が変化する等の事情により、当該利活用データの利用価値が変動することが想定される。このため、データ管理者は、定期的によりポジトリに登録された利活用データを確認し、当該データに適合した公開共有フラグと利用許諾の設定に努める。

8. 公共リポジトリの利用

基本指針の趣旨に従い、公共リポジトリの利用が適切な場合には、研究所が整備するリポジトリに代えて公共リポジトリにデータを登録することとする。

9. データ管理者の転出対応

研究所が整備するリポジトリに登録された利活用データの管理は、原則登録者あるいは数理創造プログラムディレクターが責任を持って行う。登録者が数理創造プログラムから転出する場合には、数理創造プログラムディレクターが管理責任を請け負う。ここで請け負った数理創造プログラムディレクターは、別の担当者に管理を依頼することができる。誰も管理責任を負えない状況となった利活用データについては、研究所のリポジトリを管理する担当部署に相談し、その管理方法について決定する。

10. データの削除

研究所が整備するリポジトリに保管された数理創造プログラムのデータのうち、数理創造プログラムが指定したデータについては保管期間を自動更新するものとする。削除が妥当と判断されたデータについては、保管期間にかかわらず、削除できるものと

する。

以上